

リース契約基本約款

ユーザー 株式会社イチケン（以下、「甲」といいます。）と リース会社（以下、「乙」といいます。）とは、甲の指定する物件を乙が購入し、甲と賃貸借及びこれに基づくサービス（以下、「リース」といいます。）に係る契約については、以下の条件によるものとします。

第1条（総則・誠実履行義務）

甲及び乙は、本約款を構成する注文書、注文請書に基づき、おのおの対等の立場に立って互いに協力し本約款を誠実に履行します。

第2条（法令等の遵守義務）

1. 甲及び乙は、法令及び労法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守します。
2. 甲は乙に対し、前項に定める法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき、必要な指示、指導等を行い、乙はその指示、指導に従います。
3. 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず直ちに本約款を解除することができます。
(1) 乙あるいはその経営者等（代表取締役、取締役、監査役、実質的に経営権を有する者）、使用人、主要な株主（以下「乙等」といいます。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であるとき。又は反社会的勢力であったとき。
(2) 反社会的勢力が実質的に乙等の経営に関与していると甲が認めるとき。
(3) 乙等が、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有しているとき。また反社会的勢力との関係を示唆するなどして甲及び第三者を畏怖せしめるとき。
(4) 警察等関係行政機関もしくは第三者から、乙等もしくはその関係者が反社会的勢力である旨の通報を受けたとき。又は乙等もしくはその関係者が反社会的勢力である疑いがある旨の通報を受けたとき。
(5) 乙等が、反社会的勢力を利用しているとき。
4. 乙は、甲が前項各号の該当性判断のために乙の調査を要すると判断した場合には、かかる甲の調査に異議無く協力するものとし、甲の求める資料提供等に応じなければならないものとし、また、乙が合理的理由なく甲の調査に協力しない場合もしくは甲の求める資料提供等に応じない場合には、甲は、乙が前項各号に該当するものと見做し、何らの催告を要せず直ちに本約款を解除することができます。
5. 乙は、自らが前2項に該当するため本約款を解除された場合には、名目の如何を問わず解除により生じた損害の賠償を甲に求めることはできません。ただし、甲は乙に対し、解除により生じた損害の賠償を求めることができます。

第3条（秘密の保持）

乙は、甲から開示を受け、もしくは取得した甲の営業秘密及び個人情報等の一切について、これらを秘密として保持し、他に漏洩してはなりません。

第4条（書面主義）

1. 本約款の各条項の変更は、書面により行います。
2. 本約款の各条項に基づく甲及び乙の相手方に対する承諾、通知、指示、催告などは、原則として書面により行います。

第5条（権利義務の譲渡の禁止）

甲又は乙は、本約款により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはなりません。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。

第6条（リース）

1. リース会社は甲が指定する売主から甲が指定する物件を購入し、甲にリースし、甲がこれを借り受けます。
2. 売主及びリース会社は、リース会社の購入目的が、物件をリース会社と甲との間のリース契約の目的物とするために取得するものであること、売主、物件の品質等は甲指定によるものであることを確認します。

第7条（引渡し）

1. 売主は物件を甲が指定した引渡場所に搬入します。甲が搬入された物件を検査し物件の品質等が契約の内容に適合していることを確認のうえ、リース会社が物件借受証を求めるときは、甲はリース会社に物件借受証を発行し、リース会社が物件借受証を受け取ったときに、物件借受証記載の借受日をもって、売主からリース会社に物件が引渡されたものとします。
2. 物件の引渡しに際し、一定の運搬・搬入・据付作業等が必要となる場合には、乙又は売主の責任でこれを行うこととします。

第8条（賃貸借期間）

乙が甲に対して、物件を引渡した日から返納日までの日数計算とし、注文書及び注文請書又は別途甲乙間で取り交わす書面において必要な期間を定めるものとします。

第9条（賃借料の支払方法及び時期）

賃借料の支払方法及び支払時期は、注文書及び注文請書又は別途甲乙間で取り交わす書面の定めによるものとします。

第10条（使用方法）

リース会社は、リース会社が物件の所有権を有する旨の標識を貼付します。甲は、リース会社の所有権を侵害する行為をしません。

第11条（賃借人の善管注意義務）

甲は、善良な管理者の注意をもって本物件を使用しなければならないものとします。

第12条（リース期間中の保守、点検、整備、修繕）

1. 乙又は売り主は、甲が物件を使用するために必要な保守、点検、整備、修繕を行うものとします。この場合に要する費用については、甲の責に帰すべき事由により必要となったものは甲が負担し、その他のものは乙又は売主が負担するものとします。
2. 前項の規定に基づき乙又は売り主が保守、点検、整備、修繕を行う場合は、乙は、あらかじめ、その旨を甲に通知しなければなりません。この場合において、甲は、正当な理由がある場合を除き、当該保守、点検、整備、修繕の実施を拒否することはできないものとします。
3. 甲は、物件に保守、点検、整備、修繕を要する箇所を発見したときは、乙にその旨を通知し整備、修繕の必要について協議するものとします。
4. 前項の規定による通知が行われた場合において、保守、点検、整備、修繕の必要が認められるにもかかわらず、乙又は売主が正当な理由なく保守、点検、整備、修繕を実施しないときは、甲は自ら保守、点検、整備、修繕を行うことができます。この場合の保守、点検、整備、修繕に要する費用については、第1項に準ずるものとします。

第13条（禁止事項）

甲は、乙の事前の書面による承諾がない限り、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 物件に係る賃借権の譲渡、又は物件の転貸若しくは使用貸借をすること。
- (2) 物件に基づく権利の一部又は全部を第三者に譲渡し又は担保の用に供すること。
- (3) 物件に改造又は改変を加えること。
- (4) その他物件の価値を毀損するおそれのあること。

第14条（物件の返還及び損害賠償）

1. 甲は、リース期間が満了したときは、物件を返却時の現状のまま乙に返還するものとします。
2. 甲が物件の返還に際し、甲の責めに帰すべき事由（故意又は重大な過失）により、物件を著しく毀損又は紛失した場合には、乙に対し、その損害を賠償する義務を負います。
3. 前項の損害賠償額は、当該物件の返還時点における時価（中古市場価格）を上限とし、新品交換費用を請求されないものとします。
4. 物件の通常の使用に伴う消耗、摩耗、変色、又は軽微なキズ（以下「通常損耗」といいます。）については、甲はその修繕費用及び損害賠償の責任を負わないものとします。
5. 地震、落雷、火災その他、甲の責めに帰することができない不可抗力により物件が毀損した場合、甲はその賠償責任を免れるものとします。

第15条（契約の終了）

本約款は、物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了するものとします。

第16条（契約の解除）

甲及び乙に次の各号の一に該当する事由のある場合、相手方は、何等の催告を要せず、直ちに本約款及び個別契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始及び特別清算手続開始の申立を受け、又はこれらの申立をしたとき。
- (2) 租税滞納処分、重要な財産の差押え又は仮差押えを受けたとき、手形もしくは小切手を不渡りにして銀行取引停止処分をうけたとき、又は支払不能もしくは支払停止の状態に陥ったとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 信用資力の著しい低下、これに影響を及ぼす営業上の重要な変更、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
- (5) 相手方に対して虚偽の事項を申告したとき、詐術を用いて取引を行ったとき又はその他配信的行為があったとき。
- (6) 本約款のいずれかの規定に違反したとき。
- (7) その他前各号に準じた事由が発生したとき。

第17条（損害賠償請求）

甲又は乙は、相手方が本約款又は個別契約に違反したことにより損害が生じた場合は、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第18条（合意管轄）

甲及び乙は、本約款に関する訴訟の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意します。

第19条（協議事項）

本約款の各条項についての疑義及びこれらに定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議します。